

標 題 : 人事院勧告等を受け、地方公務員部会が総務大臣申入れ(8/8)を実施
発信番号 : 自治労情報2023第0144号
発信日付 : 2023年8月9日
宛先(団体) :
宛 先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

公務労協地方公務員部会は、人事院勧告・報告後、各人事委員会が勧告作業に取りかかることを受け、8月8日に総務大臣に対して「2023年給与勧告等に関する申し入れ」を行った。

【松本総務大臣への申し入れの経過】

松本総務大臣への申し入れは、8月8日に行われ、古矢地方公務員部会議長ほか委員長クラス交渉委員が出席した。冒頭、古矢議長は、申入書(別紙1)について、以下のように申し入れた。

(1) 人事院は8月7日、国会および内閣に対して2023年の官民較差に基づく国家公務員の給与等に関わる勧告を行った。月例給、一時金のいずれについても、引き上げ勧告となり、とくに月例給では、若年層に重点を置きつつ、すべての職員の改定を行うとしたことは、課題は残るものの、職員の期待に応えたものと一定評価できる。しかし、あらゆる物価が高騰し、職員の生活に大きな影響を与えている中、働き方改革をはじめ、地方公務員をとりまく課題は山積している。職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定、積極的な賃金の引き上げおよび労働条件の改善が不可欠だ。

(2) 人事院は公務員人事管理に関する報告で、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について、「令和6年にもむけて必要な措置を検討する」としている。この内容は、当然地方公務員にも影響することから、地方公務員給与への対応措置について、地方公務員部会との十分な協議を強く求めておく。

(3) 今後、都道府県、政令市等の各人事委員会では、2023年の月例給および一時金に関する勧告にむけた作業が本格的に進められていくが、地方公務員の労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告制度が機能するよう、総務省として適切な対応をはかるとともに、労使間の十分な交渉・協議を通じた自主的な給与改定を尊重するよう要請する。

これに対して松本大臣は、「公務労協地方公務員部会の皆様方におかれては、日頃から地方公務員の組合員の方々のために、また、地方自治の発展のためにさまざまな役割を果たしていただいていることに敬意を表したい。また、こここのところ続く災害の中で、大変ご尽力いただいているほか、住民のみなさまからの要望も大変高度化・多様化してきている中、さまざまな課題に対応していただいている地方自治体の職員の皆様に御礼を申し上げたい。具体的な要請内容については、申し入れ書をいただいた。各要請事項について検討し、しるべき時期に事務方の方から回答を申し上げたい。人事院勧告におきましても物価を含めて、働き方、賃金水準などがかなり大きく変わってきていると認識している。ご要請いただきたいことを受け止めたい」と述べた。

添付ファイル :
(別紙1) 地方公務員の給与改定等に関わる申し入れ.doc